

3 労福第 4 0 2 号  
令和 3 年 8 月 1 0 日

愛知県経営者協会  
会長 大島 卓 様

愛知県労働局長  
(公印省略)

**「まん延防止等重点措置」適用にあたり「県民・事業者へのメッセージ」  
及び「愛知県まん延防止等重点措置」の発出について(通知)**

日頃は、本県の労働行政の推進につきまして、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 1 条の 4 第 3 項に基づき、愛知県始め 8 県に対し、「まん延防止等重点措置」が適用されたことを受け、「県民・事業者へのメッセージ」を発出するとともに、国の基本的対処方針に基づき、本県として講じる対策として、「愛知県まん延防止等重点措置」の実施を決定しましたので通知します。

重点措置を講じるべき対象区域については、直近 1 週間<sup>\*</sup>の人口 10 万人・1 週間当たりの新規陽性者数がステージⅣの 12 市町村（詳細は別紙のとおり）とします。

なお、対象区域の見直しについては、今後、感染防止対策の効果を見極めながら、感染状況等を踏まえ、総合的に検討します。

つきましては、貴会関係者の皆様に御周知いただきますとともに、引き続き、本県の取組の趣旨に沿った感染防止対策に取り組まれますよう御理解と御協力をお願い申し上げます。

※ 7 月 29 日(木)から 8 月 4 日(水)まで

**<添付文書>**

別紙 1 愛知県まん延防止等重点措置の対象区域について

別紙 2 愛知県まん延防止等重点措置本文

**<県WEBページ掲載箇所>**

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

連絡先 労働福祉課労使関係グループ（渡邊）

電 話 052-954-6361（ダイヤルイン）